



八千代市監査公表第6号

令和元年7月29日

八千代市監査委員 江頭 博彦

八千代市監査委員 大谷 益世

八千代市監査委員 木下 映実

平成29年度監査（都市整備部）の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置の公表について

平成30年7月31日付け八監第161号により提出した平成29年度監査（都市整備部）の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第199条第12項の規定により八千代市長から通知がありましたので、当該通知に係る事項について次のとおり公表します。

対象機関	区分	所見及び措置内容
公園緑地課	要望事項	<p>1 中央図書館・市民ギャラリー隣接の駐車場について</p> <p><b>【所見】</b></p> <p>中央図書館・市民ギャラリー隣接の駐車場について、無料時間を設定するなど、利用者や関係者の利便性を考慮した運営がなされるよう、千葉県と引き続き協議されたい。</p> <p>(平成26年度、平成27年度及び平成28年度監査 要望事項)</p> <p>上記の平成26年度、平成27年度及び平成28年度監査における要望事項を踏まえ、千葉県と引き続き協議されたい。</p> <p><b>【措置内容】</b></p> <p>中央図書館・市民ギャラリー隣接の県立八千代広域公園駐車場につきましては、広域公園管理者である千葉県との協議を進めた結果、平成31年1月に八千代広域公園駐車場管理条例を制定し、また、同駐車場及び園地の一部について千葉県の公園施設管理許可を受けることなどにより、平成31年4月1日から入庫後1時間までの駐車場使用料を無料としました。</p>
土木管理課	指摘事項	<p>1 道路占用許可申請について</p> <p><b>【所見】</b></p> <p>八千代市道路占用規則（昭和39年八千代市規則第19号。以下「規則」という。）第4条の規定によると、占用許可を受けようとする者は、占用しようとする日の15日前までに、道路占用許可申請書等を提出しなければならないとされているが、占用しようとする日の15日前を経過した日付で提出された申請書を受理していたことから、規則に基づく処理が行われていなかった。</p> <p>今後は、規則に基づき適切に処理されたい。また、合理的かつ効率的な事務の執行を図るため、申請書等の提出期限について検討されたい。</p> <p><b>【措置内容】</b></p> <p>占用の許可を受けようとする者に対し、占用をしようとする日の15日前までに、道路占用許可申請書等を提出するよう周知を強化し、八千代市道路占用規則（昭和39年八千代市規則第19号。以下「規則」という。）に基づく適切な処理に努めました。</p> <p>また、申請書等の提出期限に係る規定について検討した結果、円滑かつ合理的な事務の執行を図るため、申請書等の提出期限に係る規定の削除を含めた規則の全部改正を行いました。</p> <p>なお、今回の全部改正において標準処理期間の規定を定めることにより、道路占用の許可申請手続における透明性の確保に努めております。</p>